

サイバー脅威対策協議会 共通分科会
「インターネットトラブルの実情」

2014.06.13 14:30~16:00

一般社団法人ECネットワーク 理事

原田 由里

【はじめに】 一般社団法人ECネットワークとは (<http://www.ecnetwork.jp/>)

- ・「トラブルなく、安心して利用できるEコマース市場」を目指して活動する民間組織。
- ・業務の一環としてネット取引に限定したトラブルに関する一般消費者からの相談を無料で受け付けている（オンラインのみ）。
- ・消費者センター等、相談機関とは電話によるホットラインを設けている。
- ・海外との紛争解決、国際連携事業、及び委託業務。

【1】 SNS やアプリに関するもの

スマートフォンの普及に伴い、特に SNS をきっかけにしたもの、及びオンラインゲームに関連するトラブルの割合が多くなっている。

【事例】

あるダイエットサプリを海外系 SNS の広告で見つけ、600 円でお試しするつもりが「次へ進む方はこちら」のボタンで次々に購入確定になってしまった。

即座にクレジット会社に連絡しカードを止めてもらったが、5 件分、およそ 35000 円が既に請求されてると言われた。その後、3 回に分けて商品が届いた。さらにお試しから定期購入になると利用規約に書いてあったためキャンセルのメールをしているが、今後も商品が送られてこないか不安。

※ サクラサイト、マルチや出資関連、悪質サイトの広告など、消費者被害に遭うきっかけとして、SNS が悪用されていることも多い。

ターゲティング広告（利用者の属性に合わせた広告）が表示されていることも多く、悪質な広告は数日内に削除されることもあるが、事前審査がほとんどないものもある。

特別報告 2014: わずか1ヶ月でお腹の脂肪を9.5kg落とす方法

デイリー-WOMEN'S BEAUTYが、世界中で爆発的に普及している、新しいダイエットに隠された真実をこのビューティーレポートでお伝えします。



Helen Crisell | 2,391,558 | 656

ここ3ヶ月、世界中の女性のダイエットを成功に導いている「驚異のダイエットシステム」が読者の間で話題になっています。このシステムは多くの人気テレビ番組で取り上げられ、その安全性と効果が実証されています。

美容レポート、ヘレンが日本で今話題沸騰中の驚異のダイエットサプリの調査結果をレポートします！

ハリウッド女優のジェニファー・アニストン、ニコール・キッドマン、ジェニファー・ロペスなどの多くの有名人も、このシステムで大躍進なダイエットに成功しています。

この驚異的なダイエットは、2つのサプリメントを併用することで実現する非常に興味深いシステムです。短期間で脂肪の燃焼を促進すると同時に、腸内に蓄積された有害な毒素の排出を促し、体全体の新陳代謝をあげる臨床的にも実証された画期的な方法です。世界中に出回る多くの

ダイエット商品のほとんどは、明らかに効果のないものや、長続きしないもの、高価すぎるものなど、がっかりするような商品ばかりです。

しかし、今日ご紹介するこの画期的なダイエットシステムには、私たち (デイリー-WOMEN'S BEAUTY) による徹底的な調査、体験者から収集した多くのデータ、インタビューなど、信頼性の高い情報がたくさん寄せられています。このレポートを読んでもらえれば、なぜ私たちがこのようなレポートを作ったのか、おわかりいただけることでしょう。



10日間
マニアも絶叫
プロテクションコスメの
強化薬
あなたの知らない
毛穴の世界。
2週間かけて
涙のメーキングがスベスベ
お悩み解決力を選ぶ!

新作ファンテーションは
お悩み解決力を選ぶ!

浜崎あゆみさんは、この2つのサプリメントが彼女の美しい腹筋を保つための鍵だと、インタビューで語っています。

ステップ1
プロモーションコードSLIMBODYを入力すると、送料が600円から300円に割引になります。

関連映像

腸内を健康に保つことは
ダイエットにも重要な役
割を果たします。
CBS
What To Look for When
Dr. Oz Show

【動画再生は動画をクリック】
毒素の溜まった消化系を
放っておくと健康にとつ
てとても危険です。安全
な方法で腸内洗浄を行う
ことは健康にとって重要
です。コロクレンザー
DXと同じ機能を持つ
SupraCleanse 350ブラン
ドの効果をご覧ください
FOX Newsにも
取り上げられました!

※ 美容クリームやダイエットサプリなどを、ほとんど気づかない間に継続購入契約させる手口。被害は短期的に集中発生し、それが繰り返される。

【事例】

あるサイトで「無料通話アプリで見せ合ひましょう」みたいな部屋を見つけ、そこで女性(と思われる)と無料通話アプリの ID の交換をした。そのあとビデオ通話で顔も下半身も見せてしまった。その間、相手は声を出さず、文章で「顔見せて」「下半身見せて」とか指示していた。(ビデオ通話しながら打った文字が画面上に現れて見られる機能がある)

そのあと「画質が粗いし固まって見えないから他のアプリでしょう」と言われ、送られてきた URL※からアプリをダウンロード、インストールしてしまった。

それが不正アプリだったようで、インストールしても起動しないとやりとりしていたら、相手から、自分の携帯に入っている名前とアドレスが送られてきた。すべてではないが、かなりの件数だった。そして、録画された動画が送られてきた。動画が流されないか心配。

※ 白紙ページで、apk ファイル (Android 向けアプリケーション) をダウンロードさせる画面が現れる。

※ アプリは誰でも自由に開発できるようになっているため、公開されている全てのアプリが安全であるという保証はない。特に Android は、マーケット開設やアプリ配布に制限を設けていないため不正アプリが出やすい環境にある。

特にスマートフォンのアプリは「電話帳」を共有（取得）出来る機能が付けられる。「電話帳」は、他人の個人情報に結びつくものであり、スマートフォンの利用は他人の個人情報を預かり責任を持つということである。逆に言えば、自分の個人情報につながる情報は複数の他人（知人）がコントロールしているということで、コントロールしている他人がそれを杜撰に扱えば、その不利益は自分にかえてくる。

※ スマホの普及で、写真や動画の撮影やネットへのアップロードが容易になっている。モラル向上への課題。

【事例】

(1)

母のスマートフォンで6歳の子どもがスマホゲームに公式マーケット経由で1日35,000円を複数回購入。ゲーム会社は「支払ってください」という。

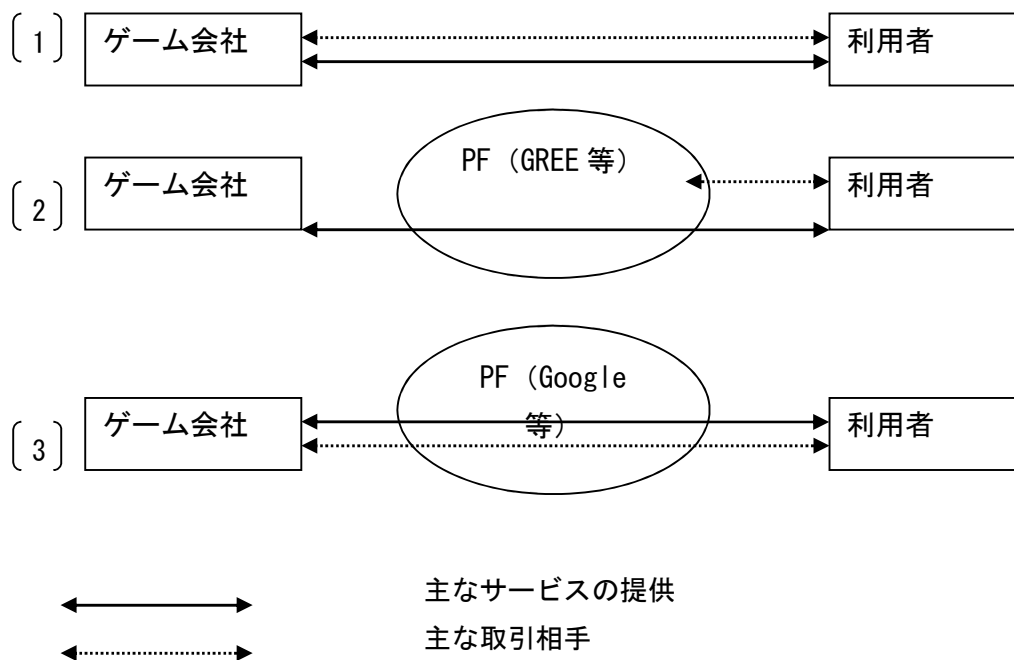
(2)

ゲーム機のネット経由で9歳の子どもがゲームの有料サービス（ポイント）を購入していた。親のカードを引き出しから取り出し利用。ゲーム機には親である程度の利用制限設定を施していたが、暗証番号についてはPW失念時の質問欄で回答でき再設定、自分の年齢入力をしたら進めなかったのが20歳と入力しなおしたら進めたという。

親に内緒で年齢詐術というよりもパズルと解くという感覚でやったという。

・ オンラインゲームの主なしくみ

オンラインゲームには、大きく分けて、ゲーム会社がネットワークを通じて直接提供するゲーム(1)と、SNSのプラットフォーム(PF:場所)を利用して提供されているソーシャルゲーム(2)、スマートフォンなどのプラットフォーム上で提供されているアプリゲーム(3)などがある。そのほか、家庭用ゲーム機で利用するコンソールゲーム(2)も現在オンライン化されている。



※ 主な業界団体

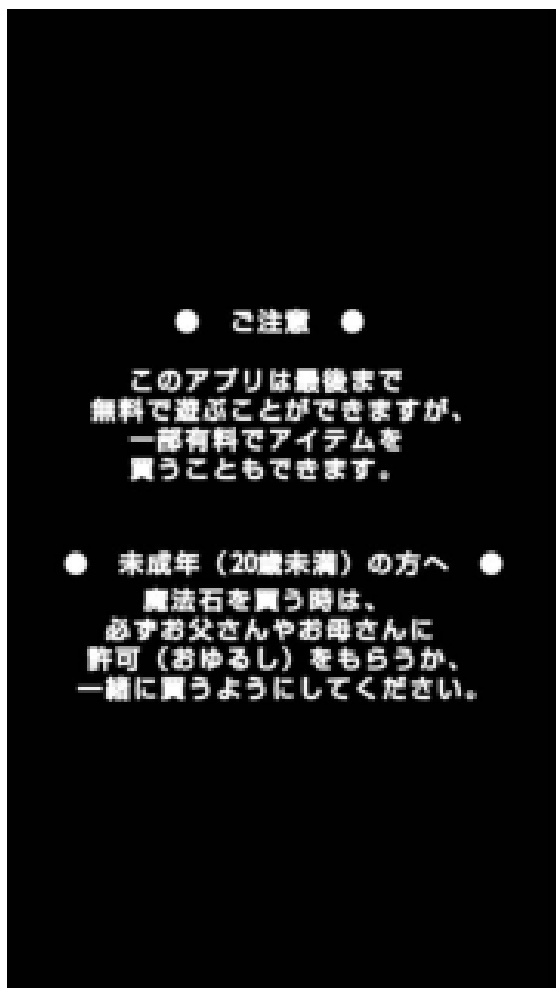
- 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (CESA 主にコンソールゲーム)
- 一般社団法人日本オンラインゲーム協会 (JOGA 主にオンラインゲーム)
- 一般社団法人ソーシャルゲーム協会 (JASGA 主にソーシャルゲーム)

- ・オンラインゲームは、基本無料だが、ゲームを進めるために有利な有料サービスを用意しているシステムが多い (フリーミアムモデル)。
- ・オンラインゲームに関する相談では、アカウント停止、システム不具合に対する補償、ゲーム内容の違法性などに関する相談が多い。

※ オンラインゲームにおける未成年者高額課金の相談は多い。民法上は親など法定代理人の同意を得ず未成年者が行った契約は取消できるとされているが、例えば小遣いの範囲で使ったもの、法定代理人の同意がある場合や年齢詐術などがあつた場合は取消が出来ないこともある。

「子どもに本当のことを話してもらうこと」が最初のハードル。最近は当事者年齢の「低年齢化」が進んでいる。未就学児など。

※ 未成年者取消に応じる企業と応じない企業があるが、最近は応じにくい傾向がある。応じたとしても戸籍謄本などが必要なこともある。これは本人確認が目的ではない。ゲームアプリの場合は公式マーケットとの交渉。



- ・ 2013.05.23より、アプリ利用時、及び課金時に、上記画面が表示されているもの。

【事例】

まとめブログで「パズドラ魔法石 850 個全員配布」という広告記事を見かけた。リンクを踏んだところ「パズドラ魔法石 850 個確定」と表示された上で、ポイントサイトの登録へ誘導された。

ポイントサイトでは、当初 5000 ポイントが付与され、残り 5000 ポイントを貯め、合計 10000 ポイントになったところで申請のメールを送信すれば、魔法石 850 個を得る手順の書いたメールが返信されるとのことだった。スポンサーサイト登録 1 件あたり 500 ポイント

だったため 10 件登録しようとした。7 件ぐらいは無料登録だったが、残りの 3 件は 300 円～500 円程度の有料サイトだった。ただ、それもよくある初月無料というような類かと思いきや登録した。

そして、いざ 10000 ポイントを貯め、申請のメールを送ったところ返信メールにおいて「なお、本キャンペーンは抽選となっており」という表記があり、850 個配布されるのは当選者のみで、当選者のみにメールにて通知が行われるということだった。

それ以来、絶えず「〇〇当選おめでとう！」だとか「10 万ポイント当選！」という迷惑メールが来るようになってしまった。



2600万DL突破とポイントGO運営のクリスタルプレゼントキャンペーンの開始を記念して「魔法使いと黒猫のウィズ クリスタル850個」を応募者全員にプレゼント致します。

●プレゼント内容
クリスタル850個

●受け取り条件
クリスタルプレゼントキャンペーンに登録して頂きましたユーザーの方限定でプレゼント致します。

●プレゼントキャンペーン
http://point-go.net/app_present/

2600万DL突破とポイントGO運営のクリスタルプレゼントキャンペーンの開始を記念して「魔法使いと黒猫のウィズ クリスタル850個」を応募者全員にプレゼント致します。

▼プレゼント内容
クリスタル850個

▼受け取り条件
クリスタルプレゼントキャンペーンに登録して頂きましたユーザーの方限定でプレゼント致します。

▼プレゼントキャンペーン
http://point-go.net/app_present/

▼キャンペーン期間
～2014/06/05

※上記の期間を予定しておりますが、予想を上回る応募や運営上の都合により予告無く終了する事が御座います。

※ スポンサーサイトに登録することでポイントがたまるポイントサイト（おこずかいサイト）に関する相談が増えている。

事例のポイントサイトでは、そのほか、Twitter のアカウントを乗っ取り勝手にリツイートするスパムに「黒ウィズのクリスタル」が 850 個タダでもらえるという広告があり、誘導先の掲示板からポイントサイトにアクセスさせる手口もある。その掲示板の内容も、見る限りではポイントサイトによるステマの可能性が高い。

また、ポイントをためても換金や交換をしてくれないというトラブルも多い。

換金可能なポイントを付与する割には、資金決済法などの適用や消費者保護はなく、中にはサイトの信用性に欠けるところやシステムの脆弱性が疑われるところもある。

【事例】

アプリのフリマサイトを通じて、出品者からブランド靴を正規品として購入した。商品が到着したので、受取通知したが、よく見ると靴裏の表記が正規品と違っていることに気付いたので、出品者に問い合わせた。出品者は「自分は正規品として出品したが、偽物だった場合は返金に応じる」という。

質屋で鑑定してもらおうとやはりニセモノだったため返金要求をしたが、連絡がとれない状態が続いている。フリマ運営会社からも連絡をとってもらおうよう依頼し、メールを送ってもらったようだが、その後も連絡はとれない。運営会社は、取引が成立しており出品者はすでに換金しているため何もできないと言われた。

※ 個人間取引に関する相談はスマホアプリに移行してきている。売買システムは既存サービスのものと大差はないが、気軽に参加が可能となっており、今後個人間取引は更に増加傾向になるかもしれない。フリマアプリの中には、海外のデベロッパー（運営者）もあり、ほぼ掲示板レベルのセキュリティで取引をしている。

第3条(規約等の明示と説明および改正)

1. 当社は、本規約の内容をユーザーが簡単に理解できるようにPCサイトおよびモバイルアプリケーションにおいてお知らせします。ただし、規約の内容はユーザーがリンク画面を通じて見られるようにすることもできます。
2. 当社は、電子商取引等における消費者保護に関する法律、利用規約の規制に関する法律、電子取引基本法、電子署名法、情報通信網利用促進等に関する法律、訪問販売等に関する法律、消費者保護法等の関連法に反しない範囲で、本規約を改定することができます。
3. 当社が規約を改正する場合、適用日および改正事由を明示して、ユーザーにとってわかりやすく表示してお知らせします。
4. 当社が本規約を改正する場合、変更された規約は告知時点からその効力が発生し、ユーザーは本規約が変更された後も本サービスを利用して利用することにより変更後の規約に対して同意したものとみなされます。
5. 本規約で定められていない事項と本規約の解釈に関しては電子商取引等における消費者保護に関する法律、利用規約の規制等に関する法律、公正取引委員会が定める電子商取引等からの消費者保護指針および関係法令、または一般的な商習慣に従います。

第20条(管轄裁判所および準拠法)

1. 当社と会員間のサービス利用契約についての解釈と管轄裁判所については韓国法に準拠し、これに関する法的手続きはすべて韓国で行われるものとします。
2. 本利用規約に関する解釈と管轄裁判所については韓国法に準拠し、これに関する法的手続きはすべて韓国で行われるものとします。

※ 個人間取引といえば、これまでネットオークションが主流だったが、大手オークションサイト等では詐欺防止のため、出品者に対する本人確認厳格化、落札後の取引ルール厳密化により、現在、ルールさえ守れば詐欺被害は減少した。また、出品者と落札者の関係は決して「知り合い」「友だち」などではなく、あくまで「取引当事者」という位置関係。

しかし、これら厳密化が仇となり、若しくは、だんだん時代になじまなくなり、若年層を中心に、その煩わしさを嫌い、また、取引よりも SNS 機能を重視し、スマホですぐに参加可能なフリマアプリなど、より気楽なサービスに流れつつある。取引相手は SNS の「友だち」のようなもの。

個人間取引の主流も変化し始めており、それに伴う個人間取引トラブルも変化する可能性がある。また、「個人」「事業者」の境が、ネットではますます曖昧となり、消費者保護を図るうえでの課題が増えつつある。

【2】ワンクリック請求の手口

【事例】

アダルトサイトで料金請求された。詐欺なので入金はしていないが、パソコンに画面が張り付き、支払わないと消えないらしい。

※ いわゆるワンクリック請求サイトと呼ばれるもので、事前に有料であることがほとんど分からない状態で、アダルトサイト・芸能人サイト・アニメサイトなどで、サンプル動画を見ようとしてクリックすると、「180 日間見放題で 9 万円のサービスです、5 日以内に支払わないと請求にいきます」と表示される手口。

最近のものは、「支払い義務なし」など、契約の有効性について必ずしも断定できないケースもある。だからと言って支払えということではない。支払わずに連絡を取らない対処方法はすべて同じ。



■第2条（会員登録）

会員登録とは、次の経緯をもって本サービスへの申し込みを行いユーザIDを発行された者をいいます。

①トップページ（当サイトの最初に表示されるページ表示されるページ）でのコンテンツ選択。

②認証ページ第1回目（ご入会確認）。アダルトコンテンツであることの確認、年齢確認を行い20歳以上の成人の方でご利用の意思があり次項へ進む。

③認証ページ第2回目（ご入会最終確認）。アダルトコンテンツであることの確認、年齢確認（再度行っております）、利用規約への同意確認、料金の発生、業務用パソコンでの使用禁止、各確認項目に同意された上で「はい」のボタンにより「はい」を選択。

■第3条（譲渡禁止）

会員は、取得したユーザIDを自己の責任において厳重に管理し、第三者に譲渡、貸与等を行わないものとし、万一、使用され又はその疑いがある時は、直ちに運営者に通知するものとします。

■第4条（コンテンツ及び規約の変更）

本サービスの運営者は、本規約の内容、及び本サービスの内容を告知することなく変更できるものとします。変更後の規約については、本サービスの運営者が、サイト上に表示した時点より効力を生ずるものとします。

■第6条（自己責任の原則）

会員の本サービスにおけるコンテンツの利用にあたり生じたいかなる損害に関しましても、運営者は一切その賠償の責を負うものではありません。本サービスに関する問い合わせまたは要望については、お問い合わせフォームより行っていただくものとします。

会員は、本サービスの利用により運営者または他の者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

会員は、本サービスで20歳以上の成人を対象にした表現のあるページ、コンテンツを運営者が公開することを承諾する。

会員が20歳以上であっても、会員の使用する端末機器を20歳未満の非会員がアクセス、利用、閲覧があった場合、運営者はこれを責を負わず会員の自己の責任をもってこれを解決することを承諾するものとします。

20歳以上で自己責任がある方がご入会された場合は、サービスの取り消しはできないものとします。

■第7条（登録確認画面の表示）

登録確認画面とは、同規約第2条の手順にて会員ページへ進み、同ページ内の動画ファイルをクリックすると同時にダウンロードされるHTAファイルを実行した時点で表示される画面を指します。

以下の①から③までの環境に全て当てはまる電子機器端末にて会員登録を行った場合、登録確認画面が表示され、以降ご利用電子機器端末の画面上（デスクトップ上）に同画面が表示される事を承諾するものとする。

登録確認画面は電子機器端末の画面上（デスクトップ上）に一定期間、定期的に表示される事を会員は承諾するものとする。

登録確認画面は電子機器端末の画面上（デスクトップ上）に表示された後、登録確認画面上部コカーソルを合わせ移動させることができ、登録確認画面の右上にある×ボタンで一時的に非表示にする事ができる。

登録確認画面の表示は会員に対して、登録が完了し料金が発生している事を知らせ登録内容を確認する為のものであり、それ以外の機能は果たさない。

登録確認画面の削除（完全非表示）は、会員が利用料金を支払った事を運営者が確認後、会員の電子機器端末に表示されている登録確認画面の「×」ボタンをクリック、もしくはパソコンを再起動することで、登録確認画面が削除（完全非表示）される。

会員は支払った後に、登録確認画面の削除（完全非表示）が出来なかった場合、本サイトに削除出来なかった事を連絡する。

会員が定額の利用料金に満たない金額を支払った場合は登録確認画面の削除（完全非表示）は出来ないものとする。

①使用OS Windows 8 , Windows 2000 , Windows XP , Windows Vista , Windows 7

②Internet Explorer 5以降を利用

③インターネット常時接続環境

※HTAとは、ダイナミックHTML（DHTML）の機能を利用して、Windows向けのアプリケーションを作成する技術のことである。Internet Explorer 5.0から利用可能となっている。

HTAはHTMLの機能をベースとしているので、テキストエディタなどでHTMLを記述する感覚でアプリケーションの作成が可能である。例えば、VisualBasicなどで開発するアプリケーションのプロトタイプなどを簡易に作成する、といったことが可能である。HTMLファイルの拡張子を「.php」から「.hta」に変更することで、Internet ExplorerはHTAのファイルとして認識する。

■第8条（サービスの利用料）

本サービスの利用にあたる料金は、次に定める通りとします。

①本サービスは料金体系を定額制とし、利用期間中に追加料金等の発生は一切ないものとします。

②本サービスの利用料金は、85,000円とします。

③利用料金の発生は、会員登録した時点とします。

④本サービスの利用料金のお支払いは、ご登録日から7日間以内に指定の口座に振り込むものとします。但し、年末年始、祝日等で2日以上金融機関の休日が続く場合は、金融機関の翌営業日に振り込むものとします。振込依頼人欄には、必ずお客様のユーザIDを入力（記入）してください。

尚、お名前でお振り込みをされた場合、ユーザIDの確認が取れないため、お問い合わせフォームよりユーザIDと振込依頼人名を明記の上、お問い合わせをするかサポートセンターへ、その旨を連絡する必要があります。

⑤利用料金の決済方法は、銀行振り込みがご利用いただけます。

⑥利用料金のお支払いは、一括払いのみとします（分割払いはご使用できません）

前項支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て会員の負担とします。

※ パソコンで貼り付き画面が出るものは、事例のように不正な hta ファイルを入れていることが多い。常時接続環境では請求画面は消えない。

画面除去は、windows の場合はシステムの復元、不正アプリの場合は不正アプリの削除。

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）

請求画面が消えない場合。

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

スマホ、タブレットの場合

<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2013/05outline.html>

【3】越境型詐欺サイト

- ・ここでの越境は、サイトドメイン（URL）のサーバ所在地で決める。

aguse.

調べたいサイトのURLを入力してください。

ecnetwork.jp

調べる

ウェブ メール ゲートウェイ

▼ 詳細情報

ecnetwork.jpサーバの位置情報 ?



地図 航空写真

国名	地域名	都市名
JAPAN 	TOKYO	TOKYO

【事例】

(1)

ダウンジャケットを2万円で購入した。サイト上ではカード決済が出来るとあったが、注文後のメールで「今、カードは使えない、現金で振込んで」といわれ、指示された個人口座に代金を振込んだ。しかし商品は届かずメールの返信もない。ただ、違うアドレスから違う内容で問い合わせをしたら返信はすぐに来た。今後どうしたらいいだろうか。

(2)

スポーツ用品を扱うサイトの会社運営責任者として勝手に名前が使われ、住所も勝手に使われている。2ヶ月前に、このサイトと作りが似たようなサイトで商品購入をして、振込みをしても商品は届かず被害にあったことがある。

その時、届け先として登録した個人情報（名前、住所等）が心配になり、ネット上で自分

の名前で検索してみたところ、今回のサイトを発見した。

※ 日本人を対象にしたコピー品販売サイトのトラブルが急増中。違う商品が届くなども多く、特に最近では商品自体が届かないというケースが非常に多い。

コピー品はもともと権利侵害品であり輸入できない（関税法）ため、税関で荷物が止ると税関より通知が届く（放棄推奨）。海外の相手に返品するということは、権利侵害品と知って輸出する行為に当たる可能性があり勧めていない。そもそも正しい所在地が分からないので返品しようがなかったり、また相手国の税関で没収されることもある。



人気新作モンクレール ル☆927サイズ0~4

23,310円

品番:モデルMONCLER1127

在庫:575 数量

カテゴリ:ダウンジャケット

選択して下さい:

カートに入れる:

会社概要

創立日期 2010

サイトサービス 税金なし、当サイトの商品は日本全国送料無料となります。
お客様の小包を発送した後、EMS追跡番号で小包の状況を追跡できます。
買い物の際、気楽にメールで連絡してください、必ずお客様の質問速やかに返信します。

資本金 12億円(2011年12月末日時点)

従業員数 35名

営業種目 ルイ・ヴィトンをはじめ、グッチ、シャネル、ミュウミュウ、ナイキ、アディダス、オークリーなど、様々な海外有名なブランドのアウトレット商品セキュリティ
ー 安全に送受信することができ、会員登録ページ、注文画面など、完全保護されております。

- ・本サイトを無断コピーしてサイトを開設していることも多い。



↑ <http://samsonite-store.jp/> (本物)



↑ <http://www.suitcase-outlet.com/> (コピーサイト) 削除済

※ 個人名義口座への振込みが多いが、カード決済も若干増加傾向にある。振込は口座凍結、カードはチャージバック。また、それらを避けて、海外口座へ送金させるケースも出てき

ている。カードの場合はチャージバックされる可能性があることから商品が届くこともあるが、個人口座への振込は、相手にとってチャージバックの心配がないことから商品未着が多い。

▼ 詳細情報

[▲このページのトップへ](#)

※ コピー品販売サイトへの対策として、警察による口座凍結、各関係機関との連携プレー

と啓発広報、セキュリティソフトウェア会社の協力など。

しかし、今のところ、サイト強制閉鎖、及び取り締まりは難しい。

※ ブランド品などのほか、ごく普通の日用品や家電製品、自転車等を販売しているサイトでの商品未着被害の相談も増えている。

※ サイト上表記の住所は実在し、責任者氏名、電話番号も書かれているケースがある。ただ、この住所氏名は、全くの第三者の個人情報を勝手に流用していることが多く、流用された個人からの被害相談もある。つまり内容証明等の手紙を出しても真の相手には届かない。サイトは直ぐに消えるが、次から次へと発生する。

電話が書かれているケースでは「使われていません」とアナウンスが流れるケースが多い。